

Title	産業国有化政策の意義とその限界：英国労働党の直面した問題を中心として
Sub Title	The effects and limitations of nationalization : as observed under the British labour government of 1945-51
Author	丸尾, 直美
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1958
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.51, No.10 (1958. 10) ,p.867(27)- 880(40)
JaLC DOI	10.14991/001.19581001-0027
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19581001-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ができるかどうか、もし求めるとしたら何処に求めるべきかということ。これはまた有効需要原理を分析要具としてえらぶかどうかということにも通じるのである。

注(一) 均衡状態では、生産物はすべて資本と労働とに分配しつくされ、余剰は消滅する。もし企業者の報酬がこの余剰をもって充てられるような性質のものならば、均衡において企業者の報酬はゼロである。たとえ技術の中立的進歩を仮定しても、技術進歩の結実が資本と労働とに分配しつくされる。ダグラス函数では資本の分配率はいぜんとして β^t である。

しかし、もし企業者の報酬がイノヴェイションの導入による報酬であるとすればどうか。シムムベーター型企業利潤は次のように説明できる。イノヴェイションによる利益はまず企業者が取得するが、企業間の競争によってやがて生産物の価格は下落し生産要素の価格は騰貴し、この利益は消滅する。したがって、企業者がたえず利益を取得するためには、企業者は常にイノヴェイションを導入しつづけなければならない。形式的には、(一)一定率の技術の中立進歩の流れがたえず存在する、(二)生産要素の報酬は一期前の限界生産力に等しい、という仮定であらわすことができる。そうすれば、ダグラス函数

$$Y = e^{at} K^{\beta} L^{1-\beta}$$

を前提として、資本の価格 q は

$$q = \left(\frac{\partial Y}{\partial K} \right)_{t-1} = \beta^t e^{at} (1-\beta) K^{\beta-1} L^{1-\beta}$$

であり、したがって資本の分配率は

$$\beta^t e^{at} (1-\beta) K^{\beta-1} L^{1-\beta} = \beta^t Y_{t-1}$$

である。同様に労働の分配率は $(1-\beta^t) Y_{t-1}$ である。企業者の報酬は今期の生産物から資本および労働に支払った報酬をさし引いたのこりであるから、

$$Y_t - [\beta^t Y_{t-1} + (1-\beta^t) Y_{t-1}]$$

$$= [e^{at} - e^{at} (1-\beta)] K^{\beta} L^{1-\beta}$$

$$= (1 - e^{-at}) e^{at} K^{\beta} L^{1-\beta}$$

$$= (1 - e^{-at}) Y_t$$

ゆえに、企業者の分配率は $1 - e^{-at}$ である。イノヴェイションの流れが速かなほど、すなわち a が大きいほど企業者の分配率が大きくなることはもちろんである。

(二) カルドア・モデルの究極の均衡状態では、均衡成長率は分配率からまったく独立である。この点では新古典派的ワイジヨンが体系を圧倒しているわけである。均衡分配率には完全雇用貯蓄率に一定の大きさを与える役割しか与えられていない。すなわち、カルドア・モデルは新古典派的成長モデルにおける完全雇用貯蓄率の決定方式ともいえるのである。

産業国有化政策の意義とその限界

— 英国労働党の直面した問題を中心として —

丸 尾 直 美

最近、「現代資本主義」の変貌が屢々問題とされ、現段階における先進国の資本主義について、「福祉国家」「ステータリズム」(status)、「混合経済」等といった如き特徴づけがなされている。こうした変貌の原因及び意義についての議論はまちまちであるが、この変貌の重要な要素は、経済に対する国家の積極的働きかけにあるといえよう。しかも、国家の経済に対する働きかけが単に経済のfunctionalな要素に対してのみだけでなく、その組織乃至体制にまで及んでいるところに現段階の資本主義の重要な特徴がある。経済政策の問題として産業国有化が重視されるべきであるのは、かかる理由のゆえである。特に私が問題としたいのは、産業国有化政策を社会改革のための経済政策の一環として積極的に利用することの意義である。元来産業国有化政策をそのようなものとして重視するのは社会主義者である。社会主義はマルクス主義系の社会主義と、広い意味でのフェビアン主義系のいわゆる「民主的社会主義」とに大別できるが、産業国有化政策についての考え方は前者と後者とでは

産業国有化政策の意義とその限界

根本的に異なる。前者は、「生産・分配・交換」手段を全面的又は殆んど全面的に公的所有に移すことが社会主義化の「経済的基礎条件」であると主張する。後者は——少なくとも最近主流となっている考えによれば——公有化乃至国有化は生産手段又は産業の全部についてではなく、一部分について行われるだけでその目的を達し得るとみる。しかも、公有化乃至国有化を急速にでなく、資本主義社会の枠内から漸進的に「分割払い」の方式によって進めて行くことを主張する。この小論が扱うのはこの後者の立場の産業国有化政策である。この種の国有化政策を特に主張するのはフェビアン系社会主義の中心勢力をなす英国の社会主義者である。英国労働党政府が第二次大戦後に行った産業国有化政策は、その実験であるといえる。それ故この小論に於ては、英国労働党の国有化政策の理論と実際とを主として参考にする。

(注一) この小論では多くの場合、産業国有化という言葉を使うがこれはいささか便宜的であって必ずしも所有の主体が国家でなく

てもよい。公有型態の問題は重要ではあるが、この小論の対象ではない。

(注2) マルクス・レーニン主義とフェビアン系のいわゆる民主的
社会主義との根本的相違点については、拙稿『マルクス主義の発
展——社会民主主義との対決——』(「理想」一九五七年十一月号
所載)、『進歩主義か革命主義か』(「理想」一九五四年十二月号所
載)を参照されたい。

(注3) このような国有化方式を——ねれない表現であるが——、「漸進的部分的国有化」方式と呼ぶことにする。

本稿において、私は先ず第一にこの種社会主義者が国有化政策の目的としていることは何であるかを明らかにし、第二に彼等の採る方法——特に漸進的部分的国有化方式——がその意図せる目的を実現するのに有効であるかどうかを検討する。結論を先に言うならば、私は、現在、多くのフェビアン系社会主義者の考えているような型での漸進的部分的国有化方式は、この方式に伴う政治的困難を別としても、それに内在する内的矛盾のために、その目的としているところを余りに不十分にしか実現出来ないとみる。紙面の制約は、この種の産業国有化政策の効果乃至意義を全面的に考察することを許さない。だから国有化の長所については他の稿(注1)として、この小論では、目的実現を困難ならしめる問題点のみに焦点を合わせる。そして、その困難の多くが、漸進的部分的国有化方式の故に生ずるものであることを明らかにする。最後に、意図された目的を

効果的に実現するためには国有産業を中心とする公的経済部門が量的に拡大されて、残余の経済部門の「標準を劃する」ような地位を占めるようになることが必要条件であることを示す。この小論の何よりの重点はこの点の解明にある。

(注1) 拙稿『産業国有化政策の経済的意義』——「フェビアン研究」一九五八年七月号所載。

〔一〕 産業国有化政策の目的

フェビアン系社会主義者の産業国有化政策の目的を①生産能率の向上と経済発展、②財産及び所得の平等化、③経済の安定——景気変動の調節——、④産業乃至経済の民主化、の四項目に整理することが許されよう。勿論、現実には、英国等の国々で行われた産業国有化政策は、いろいろな勢力からの要請の複合の産物である。戦後の英国の場合の如く、労働党が議会における絶対多数を背景とした場合でも、その目的とするところを制約させる種々の政治理由があった。国有化政策が意図した効果の実現を妨げられるのは一つにはその種の制約のためである。しかし、この小論の扱う制約点というのは、そうした政治的理由に基づく制約でなく、主として経済的論理に基づくものである。即ちそれは国有化が漸進的部分的であることによって生ずる制約である。漸進的部分的国有化方式が意図した効果をあげえないのは、政治的理由以外に、この種の制約があるためである。以下においてこの点を解明しよう。

〔二〕 国有化と生産能率及び経済発展

先ず第一に、この方式による国有化政策が、経済能率増進にとって有益かどうかをみよう。能率という場合、厳密には何を指すかが問題であろうが、普通、能率という場合、重視されることは最小犠牲(コスト)で最大生産をすること、即ち言いかえれば、生産要素を最も合理的に配分し、利用することである。これを可能にするのは厚生経済学者の言う「最適」乃至「理想的価格・産出量」政策である。しかし彼等の理論は概していって静的部分均衡論としての制約を持つ。それ故、この理論を一つの指標としながらも、国民経済全体についての、より長い目で見た能率の指標として、経済発展への影響を考慮すべきである。急速なる経済発展の要件は、言う迄もなく急速なる資本形成である。多くの社会主義者は、国有化政策によって「生産力の飛躍的増大」と急速なる経済発展を行うことを期待する。ところが、国有化が漸進的部分的で行われる場合には、これを他の諸目的——特に平等化——と矛盾することなく実現することが極めて難しくなり、安易な考えで望めば、経済の急速な発展どころかむしろ停滞化を招く恐れさえある。この点が先ず注意されなくてはならない。生産手段の殆んど総てが私的所有下にあるような型の資本主義社会では、社会の資本形成の役割を果すのは殆んど私的経済部門に限られ、その形成の源泉は私的利潤である。ところが漸進的に国有化政策を進めて行こうとするフェビアン系社

産業国有化政策の意義とその限界

会主義の場合には、その役割の一部を段々と公的経済部門が引継いでいかななくてはならない。そうやって行く点こそ社会主義的資本形成の特徴も長所もある筈である。しかるに経済を急速に成長発展させるためには、純資本形成部分を増大して行かなくてはならないのであるから、その目的を達するためには、国有産業部門の企業が全体として相当の純剰剰収入をあげることが必要となる。このことが許されないならば「……公的部門の蓄積はゼロ又はマイナスになり、それ故、総蓄積は以前に必要だったよりも一層重く私的掌中に集中されることになる」。だが、国有化を進めて行きつつ、しかも私的経済部門の資本形成を公的経済部門に比して相対的に高めることが困難であることは言うまでもない。だから、「私的資本に比し公的資本を著しく増加させるという目的を達するためには」国有企業の剰剰を許さないような政策とは「全く異なった価格政策が要求されてしかるべきである」との考えが出て来る。H. ドールトン^(注3)は、公有企業の剰剰は、「……それ自身の発展に必要な総てを償うのみならず、国庫収入へ繰入れするほど充分でなければならぬ」と述べているが、国有企業を中心とする公的経済部門が私企業部門に比してそのウェイトを高めて行くとするならば、このような方法は当然必要になって来る。

(注1) C. A. R. Crosland 'The Future of Socialism', 1957,

p. 468.

(注2) 私的経済部門の範囲の相対的縮小は私的部門での純資本形

成の絶対増大をも困難にする。それに、漸進的部分的国有化論者は、累進課税とソーシヤル・サービスによる再分配政策を重視して、私的経済部門での課税をいろいろな形で強化するように提案するのが常である。だから、私的経済部門での資本形成の増大が困難になるのは当然である。

(注e) Crosland *ibid.*, p. 468.

(注4) H. Dalton 'Practical Socialism for Britain' 1935, p. 97.

(注5) 又、公有財産を拡大して財産及び所得の平等化を進めるためにも国有企業部門の資本支出を自己の余剰で賄うことが必要となる。英国労働党の政策綱領「平等に向って」(Towards Equality) もこの点を指摘している。

ところが実際に英国の場合をみると、「一九五四年以来公有化部門はその発展を自己の利潤から賄うどころか、私的資金源から相当に借入れてき……」^(注1) ている。国有企業部門での総資本形成 (cross capital formation) の経済全体での総資本形成に対する比率は、国有化当初より可成り増加しているが(後述)、これは自己部門の余剰によって拡大したのではない。一九五七年に発表された英国労働党の政策綱領「公企業」によれば、「現在のところでは国有化産業はその拡張に必要な資本の三分の一を少し上廻る程度しか供給出来ず、残余は大蔵省の保証する債券によって供給されている」^(注2)。やはり部分的国有化政策が行われたフランスについてみると、国有化

企業の多くは相当の赤字を出しており、国家の補助によって補われている^(注3)。

(注1) H. Gaitskell 「フェビアン研究」一九五六年・十二月号 久保まち子訳三十五頁)の言葉。

(注2) 『公企業』——久保まち子訳「フェビアン研究」一九五七年十二月号所載 p. 30.

(注e) F. M. Hinker "Les Nationalisations en France" — 'Economie et Politique' Juin 1957, p. 56.

何故このような結果になったのかというと、英仏ともに、原料、動力、輸送の重要部分を提供する国有企業が、私的産業に低廉な価格^(注1)でその財貨乃至サービスを提供して、私企業の利潤見込を高め、その生産活動を刺激する方針を採ったからである。つまり国有産業をテコとしながら、私企業中心の経済発展を計ったからである。

(注1) 英国の場合は、企業全体としては平均費用をカバー出来るような価格で供給する原則を採ったが、フランスでは石灰、電力、ガスなどいずれも平均販売価格が平均費用以下であった。cf. Hinker *ibid.*

しかしこのような方法はあくまで資本主義的生産の論理にのっとったやり方であり、こうして私的投資を促進させようとすれば、産業界(資本家)の要請に従い、資本家に大きな利潤を与えざるを得ない。英仏両国共、戦後の大部分の期間における会社の利潤は著し

く大であり、英国では「それらの恐るべき高利潤」(T. P. マルナの論文の題)は、「英国産業史上最高」^(注1)の記録を示した。しかし、これは「平等化」を主要なスローガンとするフェビアン系社会主義の立場と相入れない。そこで——英国の場合、典型的に見られたように——一方において今述べた如きやり方で私企業を援助しながら、他方、税によってその多くの部分を上げるといふ政策がとられることになる。このようなやり方は、「不労所得」の根源である生産手段の大部分を依然として私的掌中に残す漸進的社会主義化の過程においてとられる「全く論理的でない」「異常な」現象であり、「それを基礎とした恒久的社会組織を考へることは殆んど出来ない」^(注2)であろう。英国のような「福祉国家」において、重税と、その資本形成(及び経済発展)に対する悪影響が問題になるのも、このような過渡的不合理的政策がとられるからである。これは漸進的部分的国有化政策を行う福祉国家乃至混合経済の最も重要なジレンマの一つである。この不合理をなくす一つの方法は、国有部門を一層拡大して、国家が資本形成拡大と財政政策のための財源の一層多くの部分をそこから直接に得るようになることであろう。

(注1) cf. Rogow & Shore 'The Labour Government and British Industry' 1935, p. 68. オックスフォード統計研究所の計算によれば、公正利潤を私企業における平均労働所得に比べて多くも少なくも上昇しないという意味に解すれば、それは一九四八年には、一九三八年の一八五%になる (cf. T. Barne

産業国有化政策の意義とその限界

「Those Frightfully High Profits」— Oxford Univ. Inst. of Statistics Bulletin July. — Aug. pp. 222-3, or Rogow *ibid.*, p. 69.)。ところが実際には私企業の総利潤は二六〇%近くにあり、一九五四年には三七一%になっている(利潤の動きについては cf. G. D. H. Cole 'Post-war Condition of Britain' 1957, chap. 18.)。

(注2) J. ストレイチは——少なくとも一九五三年には——このような考えから一層の国有化が必要とみた。cf. "The Object of Further Socialization" in 'Political Quarterly', Jan.-Mar. 1933, p. 70. G. D. H. コールや H. D. ディンキンソンも同様の考えを述べている。コール「社会主義経済学」邦訳五〇頁。Dickinson's essay in 'The Newstatesman and Nation' Mar. 9, 1937.

(注3) 例えば C. クラーク「社会保障と租税」加藤清訳参照。このように国有産業部門が赤字となると好ましくない結果が生ずる。だが、それだからといって、国有産業部門で余剰をあげる政策をとろうとしても、——漸進的部分的国有化方式をとる以上、——先述のこと以外に、それを制約する幾つかの事情がある。先ず第一にここで問題となるのが、国有企業における「理想的価格・産出量」政策との関係である。良く知られている如く、産業国有化の経済学的論拠の一つは、それが「理想的価格・産出量政策」を可能ならしめるという点にある^(注1)。「理想的価格・産出量」が何を意味する

かについてはいろいろ議論があり、必ずしも意見の一致をみていないが、少なくとも価格と限界費用を一致させるとの原則からの著しい乖離を許すような政策は、「理想的価格・産出量」の見地からみた国有化の長所を無にしようものともみなされる。

(注1) 例えばJ・E・ミード「経済学入門」北野訳第八章及びBeckwith 'Marginal-Cost Price-Output Control', 1955, p. 34, p. 91, p. 119, p. 167. 記載の議論参照。

(注2) 英米の経済学者についてみると、概していつて公有化に好意的な論者はこの原則に対しても支持的である。それは公有化がこの原則を有効に行い易くするとみるからであろう。(cf. Beckwith, *ibid.*)。フランスでも国有化企業にこの原則を適用すべきか否かで議論があったが、多くの者は、この原則が絶対的なものでないことに留意しつつも、それが少なくとも他の原則より優れた規準であることに同意している。('Le fonctionnement des entreprises nationalisées en France', 1956 中の G. Desuss, Marzewski, Page, etc. の意見参照、特に p. 270)。しかし、この議論にはいろいろ問題がある。特に、より長い目で能率をみて、経済発展への影響を考慮すると問題は一層複雑になる。この問題についての立入った考察は別の機会にする。

だが、もしこの理論の示唆するところに従うと、国有化産業部門は、余剰をあげることが出来るどころか、むしろ赤字を生ずる蓋然性が大きい。何故なら、漸進的部分的国有化の少なくとも最初の

る。

国有企業における余剰経営を困難ならしめる事情はそれだけにとどまらない。漸進的社會主義化過程の初期の段階——福祉国家の段階といってもよい——に生じ易いインフレを抑制するという経済計画的要請によっても、国有産業での価格は低く抑えられ、従って、赤字経営になり易い。

(注1) Paul Einzig 'Inflation', (邦訳「インフレーションへの抵抗」) 参照。

又、余剰をあげるような経営は、H・ゲイツケルが指摘している如く、賃上げ運動を誘起して相殺されることが多い。又、公平乃至平等の見地からも余剰経営は批判される。即ち、国有化産業が一部分に過ぎない時、余剰経営を行うことは、その産業の生産物乃至用役の消費者にのみ負担をかける。特に注意すべきことは、小口の消費者——その多くは低所得層であろう——の犠牲において余剰経営がなされる可能性が多いことである。それ故、G・D・H・コール(注3)やJ・E・ミードは、国民所得が均衡化する社會主義社会においては余剰経営に反対すべき理由がないが、未だ不均衡であるとき——漸進的社會主義化の初期の段階においては当然未だ相当不均衡であろう——は、国有企業の余剰は低所得階級にその負担を負わせることになり易い、と注意を促している。

(注1) H. Gatskei, 前掲訳参照。

(注2) 特に考えられることは、大口(主として大企業)消費者に産業国有化政策の意義とその限界

段階において国有化の対象になる産業の多くは、炭鉱業のような採鉱業を別とすれば、平均コスト遞減型の産業になり易いが、周知の如く、平均費用曲線が遞降する限り、限界費用曲線はその下にあるからである。この種の産業では赤字をなくそうとして、平均費用をカバー出来るような点に価格(乃至産出量)を調整しても、産出量は「理想的」量より低位に制限される。ましてや大きな余剰をあげようとして、平均費用よりずっと高い価格を定めれば、産出量は「理想的」量から著しく乖離する恐れがある。

(注1) 公有産業での平均費用遞減の想定には異論もあるが(例えば J. E. Meade "Price and Output Policy of State Enterprise" に対する J. M. Fleming の批判参照——'Economic Journal Dec., 1944 所載——)、遞減する蓋然性が大きい(同誌所載のミードの答論参照)。又必ずしも費用遞減型の産業でないとしても国家が漸進的国有化の初期の段階で引受けることになり易い産業は、私企業が抵抗することなく国家に任せるようなものが多い。例えば、社会的、長期的見地からみれば重要であるが、私的採算のとれないような産業であり、赤字経営になり易い。その赤字を、レント収入や利子支払い分を廻すことにより補う方法もある(ミード同書上巻二五二頁、Beckwith *ibid.*)。しかし、資本の所有者への完全補償を行う漸進的部分的国有化方式の場合、資本利子の支払いは不可欠となる。レント収入も充分に利用し難い。こうしたことは、ミードもベックウィスも認めている。

安く売ることによって生ずる赤字を、小口の一般消費者の犠牲によって補う方法(「不公平」な価格差別化等)が採られることである。このような政策がとられるのは、勿論、政治的理由にもよるが、それだけでなく、先述の如く、資本主義経済の論理に沿って生産活動を刺激するためである。

(注2) Cole 'Economic Tracts for the Times', p. 298.

以上のような事情のため国有産業において、大きな余剰をあげて資本蓄積拡大と経済の急速な成長発展に貢献することは、一部の論者が考えるほど容易でない。むしろ赤字経営になり、先述の如き深刻なジレンマを生じ易いことが注意されるべきである。

(三) 国有化と財産及び所得の平等化

「平等社会」の実現ということとはあらゆる社會主義者を動かして来た共通のインスピレーションである。とりわけ英国の社會主義者はこれを重視して来た。戦前、社會主義とは何かについて彼等が語る時、必ず主張されることは生産手段(乃至産業)の公有ということと社会的及び経済的平等ということであった。しかも、後者の目的の実現は前者の実現によって可能になるといったふうに述べられるのが常であった。

(注1) 例えば cf. "Labour Party Constitution of 1918"

(G. D. H. Cole 'A History of the Labour Party from 1914', pp. 71-2. 所載。)及び一八八七年の 'The Basis of

Fabian Society.

しかし、戦後の労働党政府による国有化政策をみると、この目的実現に役立ったところは期待に比して余りに少なかった。それは次のような事情のためであった。先ず第一によく知られているように、産業国有化に際して、以前の所有者に完全補償(full compensation)を行うからである。而して漸進的に少しずつ産業の公有化を進めて行く以上、公正上の見地からも、国有化予定産業の能率低下を避けるためにも、抵抗を排して合法的に同意によりつつ国有化を進めるためにも、完全補償はどうしても必要であるとみられた。古くから「大部分の英国社会主義者は、補償なしで国有化することとは許し難いことであるという点で同意見であった」(注1)。アーサー・ルイスの如きは補償に際して、「もし間違うならば、寛大の方に間違うべきである」と考えた。何故彼等が完全補償を必要とみるかにについては多くの入々が述べているから説明を省略するが、いずれにせよ、「このことは、すべてのものが同時に国有化されるものではない」という格別の理由のため……(注2) (傍点筆者)である。こうして漸進的部分的産業国有化方式のため、国有化の財産及び所得平等化効果は著しく制約される(注3)。

(注1) H. Pelling 'Challenge of Socialism' p. 293.

(注2) Arthur Lewis 'Principles of Economic Planning' p. 99.

(注3) *ibid.*, p. 99.

を得ていた。

労働党政府下の国有産業において最高の報酬を得ていたのは、石炭公社と運輸公社の理事長であり、共に年間八千五百ポンドであった。そして理事の報酬は五千ポンドであった。(各国有公社における理事の報酬額については Robson (edited) *ibid.*, p. 102 に詳細に示されている。)

資本家階級のためになされた国有化であるから当然であるといつて、これを政治的側面だけから簡単に説明する者がある。しかし、労働党政府が平等化を進めようとしてもそれを困難にする他の理由があったことに注意しなくてはならない。それは、国有化部門が小部分である限り、国有化産業の労働者と経営者の給料は、私企業のその「標準を劃すること」が出来なくて、逆に私企業が国有企業の標準を劃し、「……公的雇傭は資本主義の慣行と一致しなければならぬ」という強い傾向が存在するであろう(G・D・H・コール)からである。このような場合には、国有企業に優れた経営者を招くためには、その給料を大私企業の経営者の給料よりもずっと低くするわけにはいかない(注4)。英国労働党政府下においても国有産業部門は全産業の二割(雇用人員では一割五分)程度にすぎなかったため、国有企業の経営者の給料を低く定めることが出来なかったのも止むを得なかつたと弁ぜられる(注5)。英国労働党の最近の公式見解をみても国有化産業の経営者の引下げでなく、引上げが主張されている程である(注6)。

(注1) G・D・H・コール「社会主義経済学」四九頁。

産業国有化政策の意義とその限界

三四 (八七四)

(注4) 補償による金融的負担のため、前節で述べた困難は一層大となる。完全又は超完全補償の必要になることが、国有化の効果を阻害する最大理由の一つである。O・ランゲが漸進的社会化に反対したのも補償問題を考慮したからである(ランゲ・テーラー「計画経済理論」土屋清訳 pp. 149-151 参照)。

第二に国有化すれば、完全補償を行っても固定利子付の補償になるから、私企業の時のように利潤増大や企業の拡張に伴う増資の恩恵に与れなくなり、この点で「より公正な社会」への接近に役立つとみることが出来るが、この効果も制約される。何故なら、国有部門が小である間は、補償を元に、私企業に投資して、以前同様に利潤をあげることが比較的容易であるからである。

(注1) Roy Jenkins 'Pursuit of Progress' p. 102.

第三に、国有化は当該産業の労使間の給料差を縮小することによって所得平等化を進めるだろうと期待されるが、この点も制約を受ける。英国の場合についてみると、確かに国有化産業の最高経営者の俸給は、「私企業における同様な責任ある仕事に対して払われる俸給に比して著しく低く……」(注1)「定められた。しかし依然として労働者の賃金に比べて著しく大である」(注2)。

(注1) W. Robson (edited) 'Problems of Nationalized Industry' p. 104.

(注2) 例えば、労働党政府下において、I・O・I (Imperial Chemical Industries) の重役は国有産業の理事の数倍の俸給

(注2) ビグーが公経営一般の場合について言っている如く、或る程度は低くし得る理由がある。このことによる給与の低下は、当人の満足には無差別であろう。ビグー「厚生経済学」第二分冊三一七頁。

(注3) cf. Roy Jenkins *ibid.*, 1950, pp. 103-4 及び「社会改革の新概念」一二七-八頁。

(注4) 『公企業』前出「フェビアン研究」所載、一九五七年十一月十二月号。

他方、国有化産業の労働者の賃金及びその他の労働条件もやはり同じように、「資本主義の慣行」に規制される傾向があり、期待されたような改善はみられなかったが、それというのも国有産業部門が小であったことに大いに関係がある。即ち前述の如く、国有化企業の以前の所有者への支払い分も、経営者への支払い分も余り変化せず、又、国家から補助を受けることが困難であるから、もしこのような条件下において国有産業の労働者の賃金を私企業の慣行に比べて殊更に大にするならば、生産性が増大しない限り、生産財貨乃至サービスのコストを増加させ、その価格を必然的に高くすることになる。このような政策は、一般消費者の犠牲により、一部の国有産業労働者を優遇するとの非難を招く。又、他の産業の労働者も、一部の国有産業労働者を特権的とみなすようになる恐れがある。

(注1) 英国労働党政府下の国有化産業についてみると、その所得が全産業の平均と比して、又、国有化以前に比して相対的に改善

三五 (八七五)

された産業(石炭業)とそうでない産業(鉄道)があるが、A. ルイスが言う如く、これはむしろ需給その他の事情のためであり、国有化とは余り関係ない。cf. Lewis "Recent British Experience in Nationalization" in Chamberlin (edited) 'Monopoly and Competition and their Regulation' p. 460. 国有化産業の労働者の賃金については cf. S. D. Spero 'Labour Relation in British Nationalized Industry, p. 21 & pp. 38-48. Worwick & Ady (edited) 'British Economy 1945-50'.

このようなわけで、国有化による財産及び所得の平等化効果は著しく制約される。その困難性の重要原因は国有化が漸進的方式によって行われることに根ざしていると言える。

(四) 国有化と経済の安定

次に、産業国有化政策の経済安定——景気変動の調節——政策としての有効性についてみよう。英国労働党政府下では、この点が重視された。投資調節が景気調節にとって極めて重要であることは良く知られているが、国有部門の経済安定化の手段としての意義は何と云っても投資の平衡化機能にある。英国の場合にも、戦後国有化が行われてから、公的部門での投資が全経済の投資中に占めるウェイトは急速に高まった。こうして国有産業部門での資本投資を含めた公的投資(その他中央及び地方当局による投資)は全資本投資の約二

第 1 表

年次	私企業	国有企業
1948	75%	25%
1949	69%	31%
1950	68%	32%
1951	64%	36%
1952	61%	39%
1953	59%	41%

第 2 表

年次	%
1938	16
1948	47
1949	48
1950	48
1951	52
1952	54
1953	55
1954	51
1955	45
1956	44

National Income and Expenditure 1957 Table 53 より作成

(注2) Socialist Union 'Twentieth Century Socialism' p. 149. 同様のことはフランスの論者によっても強調されている。cf. M. Boiteux etc. 'Le Fonctionnement des entreprises nationalisées en France' 1956, p. 283 et p. 330.

(注3) 『ベツァンを叩んで』——「中央公論」一九五四年十月号九五頁。

(注4) このことは数字によって裏付けることが出来る。例えば安田信一「経済成長・発展と産業構造」二七七一八頁参照。

しかし問題は英国労働党政府下で行われた程度の部分的国有化でもって、この役割を果しうるかということである。今見た如く、国有産業を含めた公的部門における投資のウェイトは一見非常に大きいので、景気循環を安定化させるのに充分のようにみえる。だが、実はそうでない。英国の場合においても、「このようなことは決して

産業国有化政策の意義とその限界

分の一を占めるに至つた。^(注1) 英国の社会主義者の景気対策が、ケインズの政策論を支柱としていることは多くの論者の指摘する通りである。だがケインズは産業乃至生産用具の国有化を好まず、国有化をしなくても完全雇用の目的を達しうるとみた。これに対し英国の社会主義者は、計画化のために、一部分についてとはいえ国有化を不可欠とみて、これを景気対策の武器として積極的に利用しようとする。^(注2) この点、普通のケインジアンとは非常に異なる。ところで、ケインズの景気政策だけでは景気を安定化させることが困難であるから、それを支えるために軍需産業が利用されているということがよく指摘され、特に米国の場合が例として引合いに出される。だが英国の場合には、左派系の闘士 A. ベツァンも言っている如く、「……国有化産業は、丁度アメリカの軍需産業がアメリカ経済内部における同じ役割をイギリス経済に果たした……」^(注3) ということがある程度真実であると言える。^(注4) このように国有産業部門が、景気変動に対する一種の緩衝器(buffer)のような役割を果すことは確かに注目すべき点であると思う。

(注1) cf. G. D. H. Cole 'Post-war Condition of Britain' 1956, pp. 116-8. Crossland *ibid.*, pp. 26-7. 国有企業だけに「いてみると、国有企業部門での総固定資本投資と私企業のそれとの割合は第1表の如くである。国有企業を含む公的部門の投資が、経済全体の投資中に占める比率は第2表の如くである。」

て生じなかった。かくて私的投資の変動は、有効な平衡化作用(counterbalancing action)を殆んど受けることなく、インフレの程度を単に強めたり弱めたりするだけだった。^(注1) フランスの場合でも、国有化部門は私企業の活動を平衡化するどころか、むしろそれに追隨して私企業と同方向に動く傾向がみられた。^(注2) このような結果になった一つの理由は、国有化企業を中心とする公的投資が、景気変動調節機能を充分果しうるほど大でなかったところにある。国有企業の場合その投資調節力が、経営の独立性(特に収支適合の原則をとる場合)のため割引かれるだけでなく、他の公的投資の場合にしても、その中には、景気政策上の必要に応じて延期したり、繰上げた^(注3) りし難い融通性の乏しい部分が多いことは良く知られている。だから公的投資の投資平衡化機能は見かけよりずっと小さく、^(注4) 経済全体の「調子を決める」には充分でなかった。このようなわけで、公的投資は、私企業による供給及び投資の方向をチェックするどころか、むしろ引きずられてその傾向を強め、変動を増大させる場合がある。^(注5) かかる理由からして公的投資が私的投資に規定されて、投資を安定化させない場合には、公的投資分野を拡大して、その指導性を確立しなくてはならない。而して公的投資分野を大規模に拡大するためには、融通性の大きい軍需産業か、「ピラミッド建設的」事業か、さもなければ、公有産業部門をもっと拡大するしかない。この三つのうちいずれが選ばれるべきかについては説明を要しな^(注6) いと思う。

(注1) Crosland, *Ibid.*, p. 467.

(注2) ベトウレーム『国有化部門の役割』——井汲卓一編『国家独占資本主義』所載二一七頁。

(注3) この点については、ベウアリッジ「自由社会における完全雇用」井手生訳上巻三九四頁、及びA・H・ハンセン「経済政策と完全雇用」小原訳七七一八頁参照。

(注4) 大部分の軍事関係投資を平時の公的投資として期待すべきでないと考えれば、公的投資のウェイトはもつと小さい。

(注5) ベウアリッジ同書二九四頁。

景気変動安定化のためには投資統制以外に、価格や所得の統制と金融統制が重要であるが、^{〔三〕}で述べたことと同様の理由により、公的部門——特に国有企業——での価格や給与が残余の産業部門に対して指導性を持つようにならない限り、統制の目的を達することは困難とならざるを得ない。又、金融統制を有効ならしめるためには、中央銀行以外に大銀行、大保険会社等の金融機関の公有化が必要とされる。G・D・H・コールは、ケインズの処方箋を高く評価しながらも、それだけではインフレなしの完雇を維持することが困難であると早くも見抜いていた。そしてケインズの装置を有効ならしめるためには「……産業の『公的企業部面』が残りの部面の調子を決めるに足るほど充分大きくなければならぬ」とみた。この結論は充分の論拠を持つと言えよう。

(注1) コール『社会主義経済学』五〇頁。

英国労働党政府の場合、それ故、独占自体を悪と見做すことなく、唯、それが「公共の利益」(public interest)に反する事実のある場合のみを取締る方法をとった。ところが、その事実を調査する委員会の調査は遅々として進まず、この調子で行けば、主要な独占についての報告を準備する(取締るのでなく)だけに、約半世紀はかかるだろうといったようなシニカルな批判^(注1)を受けた。労働党政府の独占規制の不徹底は多くの論者の指摘するところであるが、そうならざるを得なかった一原因をその漸進的部分的国有化方式の中に見ることは誤りでないだろう。

(注1) アーロンウィッチ「独占」邦訳二三二頁。

その他、国有化産業の価格統制により、私企業での独占価格を間接的に規制乃至牽制する機能も考えられる。だが、この機能も、やはり^{〔三〕}節で述べたのと同じような論理のため、私企業が公企業を指導するような地位にある限り、困難となる。又、適正な価格を定めるためにも、国家は「……公有の工場或いは少なくとも国家がその所有ならびに管理に部分的利害関係を持つ施設のいずれにかにおいて、それ自身生産に従事し、私的生産者の費用を比較検討し得る地位にある……」^(注2)ことが必要となる。国有産業部門が小範囲にとどまることの不都合はこのことによっても示唆される。

(注1) この点については cf. Rogow & Shore *Ibid.*, p. 69.

(注2) コール前掲書四九頁。

労働者及び消費者の経営参加も、産業の民主化を進める重要な方

産業国有化政策の意義とその限界

(五) 国有化と産業(経済)の民主化

産業国有化は私的独占に対する対策 (alternative) としても重視されが、漸進的部分的国有化はこの点でも制約を受けざるを得ない。先ず第一に、この方式によれば、先に述べた如く国有化に際して、完全補償が必要になるが、完全補償は、過去の独占利潤をも補償することになってしまふ。A・O・ピグーも指摘する如くその市場価値で買取る場合にせよ、純予想収入 (net maintainable revenue) を保証する場合にせよ、過去の独占利潤はその形を変えて元の所有者に支払われることになり、企業の元の所有者は以前と殆んど同量の独占利潤を確保することになる。英国労働党政府下の国有化の場合にも、その傾向がみられた。^(注1)

(注1) ピグー前掲書第三分冊三三九—三四〇頁参照。

(注2) 概していってそれは少し低下しているが、これは安全性と安定度の高い証券に代ったための代償であり、実質価値は変わらない。

第二に、この方式を採れば、或る独占的産業について、その集中統合→国有化の方向を促進すべきか、それとも私有のまま、独占解体と集中排除の方針をとって私的自由競争の長所を生かすべきかの難かしい選択を迫られ、場合によっては両者の方針の板挟みになることが考えられる。前者の方針をとり「国有化の機熟する」のを保つとすれば、それまでの過渡期の独占規制は独占自体の「物的基礎」には少しも手を触れない生ぬるいものとならざるを得ない。

法と考えられている。この問題にも、良く知られているジレンマがあり、それも漸進的部分的国有化方式をとることに関係がある。しかし、これは経済的というよりも政治的論理に係わる問題であるからここでは取扱わないことにする。

(注1) この問題については cf. Clegg, 'Industrial Democracy and Nationalization'.

(六) 結び——漸進的国有化政策におけるジレンマの性質と原因——

以上の考察において私は、漸進的部分的国有化政策が意図した成果を期待し難い重要な一原因がこの方式自体にあることを明らかにした。国有化が一部分の産業乃至企業のみを対象として、しかも漸進的に行われるならば、意図されるいずれ目的も不十分にしか実現され難い。これらの目的を実現するためには、国有産業を中心とする公的経済部門が、国民経済の残余の部門の「標準を調する」ようになること、或いは少なくとも私的部門によって「標準を調されない」ことが不可欠の前提である。特に注目すべきことは、公的経済部門が量的に拡大されてこのような地位を占める時に経済的機能乃至論理的質的転換をとげることである。これが、私的利潤(短期的或いは長期的にみた利潤)の極大化を第一原則とする資本主義経済の論理を、社会全体の要求に応じた生産を行う社会主義経済の論理にとって代らせることを可能ならしめる経済面での重要な基礎条件である。私はこの点を資本主義社会を社会主義社会へと質的転換

を遂げさせる経済面での転換点であると考える。勿論この点は公有経済部門が国民経済の何%を占めるに至った時生ずるといったような明確なものではないが、このような転換点は確かに存在する。私はそうした転換の生ずる場合を幾つか指摘したが、その他にも似たような性質の質的転換をみることが出来る。^(注1)

〔注1〕 拙稿『漸進的社会主义政策の課題』——「フェビアン研究」一九五八年第一号所載参照。又、政治面においても、経済面での質的転換と対応した転換がみられる。政治面でのそうした転換がなされることも国有化政策の意図している目的を効果的に実現するためには不可欠の基礎条件である。同稿参照。

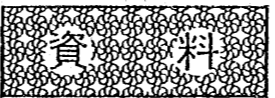
以上のような考察の結果、結論的に次のように言うことが出来る。即ち、漸進的部分的国有化方式は、その方式に内在する種々のジレンマのため、いろいろな制約を受け、意図する目的を達成することが非常に困難となる。その困難性は、ジレンマの性質が充分認識され適当に対処されるならば、或る程度克服出来るだろう。しかし、そのジレンマを排除して、意図する目的を効果的に実現するためには、今述べたような質的転換が生ずるようになるまで国有産業部門を中心とする公的経済部門を急速に拡大することが不可欠の条件である。

先述の如く、「新思想家」と呼ばれる一部のフェビアン系社会主義者は、国有化が彼等の目的としているところを実現する上に有効でないという理由から、国有化部門の拡大に熱心でなくなったが、有効でない一つの重要な理由は、国有化部門が小部分過ぎることか^(注1)

ら生じている。だからむしろ国有化部門の拡大を主張すべきであるのに、その逆の主張をしていることは論理的に正しくないと言ふべきだろう。しかし、急速なる国有化の方針をとれば、漸進的社会主义論者が信奉する理念を他の点において、侵す恐れがあるし、又、非経済的性質の障害——資本家のサボタージュや妨害など——によって、能率が害される恐れもある。だから、そのような外的諸事情を考慮して、適当に調和を計りつつ、出来るだけ急速に今述べたような条件を確立することが、その目的としているところを最も効果的に実現する方法であると言えよう。^(注2)

〔注1〕 英国の場合公的経済部門の雇用の全経済部門の有業者に対する割合を、一九五〇年についてみると、二十二・五%である（軍隊は除外してあり、一・七%に相当する協同組合での雇用は公的部門に含めてない）。そのうち、公企業が十一%であり、他は中央政府は五・一%、地方政府六・四%である。製造業及び建築業だけについてみると、公的部門は僅か4%にすぎない。（cf. Sargent Florence 'The Logics of British and American Industry', 1958 & T. M. Ridley "The Extent of the Public Sector of the Economy in Recent Years" in 'Statistical Journal', Part II, 1951.）

〔注2〕 この条件を確立しさえすれば、それ以上に国有部門を拡大する必要はない。全面的或いはそれに近い国有（乃至公有）化は有害である。この点は多くの英国社会主義者の言う通りである。



社会主義的所有の二つの形態と価値法則

——顧準の所説について——

平野 絢子

一九五六年から五七年における中国経済学界での中心課題は、社会主義制度の下での商品生産、価値、貨幣、価値法則の作用の問題^(注1)であった。この問題をめぐって発表された論文は、「経済研究」、「新建設」、「計画経済」、「学術月刊」、「学習」その他の学術雑誌をはじめ「人民日報」、「大公报」などの日刊紙をもふくめ、一九五六年から五七年七月までに三〇編ちかくに達している。^(注2) 社会主義制度の下における商品生産と価値法則の問題は単に経済学上の重要な理論的課題たるにとどまらず、中国にとっては実際上の問題として直接に社会主義建設の各方面と関連を有しており、同様の意味でソビエトにおいてもきわめて広汎な論争をまきおこしたものである。たとえば一九五七年五月には、ソ連邦国民経済における価値法則とその利用の問題にあてられた学術会議^(注3)がソ連邦科学経済研究所でひら

社会主義的所有の二つの形態と価値法則

かれ、その報告と発言は専門論集として印刷された。^(注4)

中国における主な論点は、I 社会主義制度の下での商品生産の必然性について、II 社会主義制度の下における商品生産の範囲——生産手段は商品か——、III 価値法則は商品生産と関連した範疇であるか、或いは生産物に投下された社会的必要労働時間が各生産部門の労働と投資額の分配の規準となるといういみで商品生産が止揚されて後も存在しうるか、などであり、ソ連邦学界の論点と共通する所も多い。ここでは、中国における「価値論争」としてソビエト学界でもとり上げられ（経済学、諸問題^(注5)誌、一九五七年八月号）、更に中国国内に反論を呼びおこした（張純音外三氏による「顧準の価値法則についての修正主義的観点を反駁する」^(注6)）論文、顧準の「試論社会主義制度下的商品生産和价值規律」を取上げてみたいと思う。

〔注1〕 顧準「試論社会主義制度下的商品生産和价值規律」「経済